令和 4年度　事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		乳幼児健康診査事業	担当課	保健センター
総合計画	政策	ひと	計画期間	昭和40年度～
	施策	子育て支援の充実	種別	法定事務
	基本事業（取組）	母子保健の充実	市民協働	
予算科目コード		01-040102-10 単独	根拠法令・条例等	母子保健法第１２条

なぜ，この事業を実施しているか？　何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
身体的・精神的発達状況の把握及び疾病の早期発見を目的に、母子保健法に基づき実施。乳児健康診査、1歳6か月児健康診査は市で実施してきたが、3歳児健康診査も平成9年度に茨城県から母子保健業務が移管され、実施している。令和元年度より、難聴児の早期発見のため新生児聴覚検査助成を開始した。	【集団健診】 3～4か月児では計測、内科・整形外科診察と保健指導。1歳6か月児、3歳5か月児では計測、内科・歯科診察とフッ素化合物塗布、保健指導、さらに3歳5か月児では、尿検査、視力検査を実施。各健診において、育児不安の解消のため、子育てアンケートを実施。対象者へ個人通知をし、各健診月2～4回、保健センター及び公民館にて実施。未受診者には電話、再通知、訪問等で受診勧奨を行う。 【医療機関健診】 9～11か月の乳児と、通院等により主治医が必要と判断した3～6か月の乳児に対して、各1回県内の指定医療機関で必要な健康診査を実施。改修工事にて集団健診が実施できない期間は3～6か月児医療機関健診として実施。 【新生児聴覚検査】 産科医療機関にて、新生児の入院中、または外来において新生児聴覚検査を実施。初回1回のみ上限3,000円の費用助成をする。契約医療機関以外で実施の場合は償還払いで対応。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
乳幼児健康診査の受診率を高め、疾病の予防と早期発見に努める。発育段階に合わせた節目の健診で子どもの育ちを確認し、保護者への保健指導や健診後の相談を通して、育児不安の解消に努め、親子ともに健やかな生活を送ることができる。	
（参考）基本事業の目指す姿	
子どもと保護者が、ともに健やかな生活を送ることができるように健康管理を行う。	

事業の課題認識，改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点，現状分析，課題設定）	具体的内容とスケジュール
改善内容（課題解決に向けた解決策）	

次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐増加 ☐維持 ☐削減	

R03年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（R04年度の振り返り）	
R03年度の評価（課題）	R04年度の取組（評価、課題への対応）
保健センターが改修工事中で健康診査を実施できないため、保健センター以外での集団健診会場の設定や、医療機関での個別受診も検討が必要。集団健診を実施する場合、新型コロナウイルス感染症の影響を考え、3密にならない健診会場の設営が必要である。	今年度の乳幼児健診については、保健センターが改修工事中のため、公民館等の外部施設で実施した。各健診会場では、３密回避など新型コロナウイルス感染症の感染対策やプライバシー保護等の会場レイアウトを工夫することで、効率的に健診を実施した。 ３～４か月児健康診査では、会場の都合により内科健診のみ医療機関での受診としたが、高い受診率を維持することができた。 医療機関での受診となる新生児聴覚検査や９～１１か月児健康診査については、毎月受診状況を確認し、未受診者には受診勧奨を実施するとともに、支援が必要な方には電話や面接で状況確認し不安の解消に努めた。

評価（指標の推移、今後の方向性）

指標名	基準値（R02）	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	目標値（R08）
乳幼児健康診査受診率（4か月・1歳6か月・3歳5か月集団健診，3～6か月医療機関健診）（地域保健・健康増進報告から）（%）	98.50	99.10	96.50	98.50	98.30	99.70	100.00
９～11か月児医療機関健康診査受診率（地域保健・健康増進報告から）（%）	94.90	0.00	128.90	94.90	95.80	95.00	96.00

成果の動向（→その理由）

□向上 ■横ばい □低下	乳幼児健康診査については、高い受診率を維持できている。今後も受診率の維持に努めていくとともに、虐待予防の観点からも未受診者には早期に対応し、未受診者の現認確認100%を目指していく。

今後の事業の方向性（→その理由）

□拡大　□改善・効率化 □縮小　□統合 ■維持　□廃止・終了	母子保健法に基づく事業であり、疾病の早期発見や心身の健康維持・増進と保護者の育児不安解消の視点を取り入れ実施していく。また、新生児聴覚検査や9～11か月児健康診査の受診率を維持し、疾病の早期発見に努める。

コストの推移

項目		R02年度決算	R03年度決算	R04年度決算	R05年度予算	R06年度見込
事業費	計	8,332	12,108	8,890	7,943	7,943
	国・県支出金	5,668	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	2,664	12,108	8,890	7,943	7,943
正職員人工数（時間数）		2,660.00	2,241.00	2,069.00	0.00	0.00
正職員人件費		10,768	8,670	7,978	0	0
トータルコスト		19,100	20,778	16,868	7,943	7,943

令和 4年度　事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		新生児訪問事業	担当課	保健センター
総合計画	政策	ひと	計画期間	平成 9年度～
	施策	子育て支援の充実	種別	法定事務
	基本事業(取組)	母子保健の充実	市民協働	
予算科目コード		01-040102-13 単独	根拠法令・条例等	母子保健法第11条

なぜ，この事業を実施しているか？　何をどうするための事業か？

背景（なぜ始めたのか）

新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防など育児指導を目的に、母子保健法に基づき県が在宅助産師に委託していたが、平成9年度に母子保健事業が移管、市が実施。平成21年度から権限委譲、低体重児訪問(2,500ｇ未満) も市が実施。産後ケア事業は子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業の母子保健型を実施した場合に限り補助交付対象とする条件が削除、平成28年5月から産後ケア事業単独実施への国庫補助が開始した。

目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）

乳児については、疾病の早期発見、虐待予防と健やかな成長の支援をする。産婦については、母乳栄養の確立と育児不安や産後うつなどの問題を抱えた産婦が、安心して子育てができるよう支援する。

（参考）基本事業の目指す姿

子どもと保護者が，ともに健やかな生活を送ることができるように健康管理を行う。

内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）

【新生児訪問】
生後4か月未満までの乳児と産婦に対し、保健師、保育士及び委託助産師が、1～2回家庭訪問を実施し、体重測定、母乳栄養や育児の相談、産婦の心身の健康相談を無料で行う。
子育て世代包括支援センターから出生児の台帳を受取り、対象者を把握、電話で訪問希望を確認、訪問担当者を決定する。訪問後、報告とともに記録を受領する。必要に応じ、事例検討を行う。里帰り中の場合は、里帰り先で訪問を受けられるよう調整を行う。
医療機関から乳児の病気や母の心身の健康面等で訪問指導依頼があった場合は、早期に訪問対応、その結果を医療機関に返答する。
【産後ケア】
産後に心身の不調又は育児不安等があり、医療管理入院を要しない、出産後1年を超えない産婦及び乳児が対象。医療機関や助産所等に宿泊や通所をする、又は助産師が自宅を訪問して、産後ケアを受ける。
利用希望者は申請をし、承認を受ける。市は利用者状況をアセスメントし、産後ケア施設等と連携する。利用後は、産後ケア実施施設等から報告を受け、きめ細かな支援につなげていく。
【多胎妊産婦等支援業務】
多胎妊産婦や多胎家庭にヘルパー等を派遣して、日常の家事、育児の援助を行う。
利用希望者は申請をし、承認を受ける。市は、状況をアセスメントし、社会福祉協議会および助産師会への利用へ繋ぐ。

事業の課題認識，改善の視点（次年度にどう取り組むか）

目的達成のための課題（問題点，現状分析，課題設定）

【産後ケア】
産後ケア事業は、出産後、両親が高齢で頼れず、里帰りしない状況や、実家が遠方で支援者不足の状況もあり、今後も需要増が見込まれる。また、妊産婦への事業の周知が行き届いてきており、今後も増加が見込まれる。
【多胎妊産婦等支援業務】
多胎妊娠は全妊娠の１％程度だが、多胎ならではの大変さや育児困難感につながる可能性がある。

改善内容(課題解決に向けた解決策)

①母乳ケアへの十分な支援の確保のため、委託助産師による訪問を継続していく。
②産後ケア事業は、必要な人が全て利用できるように、周知や利用者枠を増やす。
③多胎妊産婦には、妊娠期から支援業務の情報提供を行い、利用希望時に支援につなげる。

具体的内容とスケジュール

【新生児訪問事業】
・子育て世代包括支援センターから出生児の台帳を受取り、対象者を把握、電話で訪問希望を確認、訪問担当者を決定。訪問後、報告受領。必要時、事例検討。
・里帰りの場合は、里帰り先で訪問を受けられるよう調整。
・医療機関から、乳児の病気や母の心身の健康面等で訪問指導依頼があった場合は，早期に訪問対応。結果を医療機関に返答。
・要支援妊産婦は、妊娠中から地区担当保健師が関わり、新生児訪問を実施。（産婦健診等の情報や訪問予約時の情報により、委託助産師へ依頼もあり。）
・育児不安、授乳困難感の軽減の為、委託助産師への訪問委託を継続する。

【産後ケア事業】
・子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠後期における電話、面談等で情報提供。
・母親学級、両親学級、新生児訪問等で周知。
・必要時、医療機関から情報提供。
・利用希望者は、保健センターへ利用申請をし、承認を受ける。市は、母子の状況を聞き取り、各利用機関にアセスメント票を送付。
・利用後アンケートや実施機関からの報告書より、産後ケアの満足度やニーズとの合致度等を評価。

次年度のコストの方向性（→その理由）

☐増加
☐維持
☐削減

R03年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（R04年度の振り返り）	
R03年度の評価（課題）	R04年度の取組（評価、課題への対応）
・新生児訪問は、出生届後、早めに母に連絡を行い、授乳や育児に不安がある母への訪問指導につなげた。 ・産後ケアは、訪問型が開始し、休息・手技獲得・育児不安の軽減などのニーズに、きめ細かく対応した。 ・多胎妊娠は、単胎とは違う育児困難感が出てくる可能性があり、多胎妊産婦への支援が必要である。	・新生児訪問では、出生届後、母に早めに電話連絡を行い、相談対応の機会とした。また、委託助産師とも連携し、育児不安の軽減や相談が行えるよう、訪問指導へつなげた。コロナ禍での感染不安から訪問を辞退した方には、生後２か月頃に電話をし育児状況の確認を行った。 ・産後ケアは、利用者数が宿泊、通所、訪問の全てで昨年度を上回った。引き続き、利用促進を図っていく。 ・多胎妊産婦支援は、多胎妊婦への情報提供や新生児訪問、乳幼児健診などで周知し、利用促進を図った。

評価（指標の推移、今後の方向性）

指標名	基準値（R02）	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	目標値（R08）
妊娠・出産について満足している者の割合 「健やか親子21（第2次）」アンケートより（%）	80.90	85.10	86.00	80.90	84.50	84.10	85.00
新生児・乳児訪問実施率 健康カルテ（年度新生児・未熟児訪問数）／年度出生届出状況より（%）	79.70	96.54	88.33	79.70	90.60	95.20	97.00

成果の動向（→その理由）

■向上 ☐横ばい ☐低下	新生児・乳児訪問実施率や産後ケアの利用者数は伸びており、令和4年度から多胎妊産婦支援事業も始めたことから、今後妊娠期及び出産後の満足感につながってくると考える。

今後の事業の方向性（→その理由）

■拡大 ☐縮小 ☐維持	☐改善・効率化 ☐統合 ☐廃止・終了	・令和５年度から産前産後サポート事業を開始し、産前産後の不安の軽減に努める。 ・子育て世代包括支援センターや関係機関との連携を強化し、個別で支援が必要な方や、新生児訪問後の継続支援が必要な方への支援体制の確立に努める。 ・産後ケアについては、国の方針に基づき自己負担額を見直すことで、利用促進を図る。

コストの推移

項目		R02年度決算	R03年度決算	R04年度決算	R05年度予算	R06年度見込
事業費	計	3,845	4,654	6,392	8,368	12,791
	国・県支出金	1,512	1,979	2,186	4,728	6,940
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	2,333	2,675	4,206	3,640	5,851
正職員人工数（時間数）		841.00	423.00	613.00	0.00	0.00
正職員人件費		3,404	1,637	2,364	0	0
トータルコスト		7,249	6,291	8,756	8,368	12,791

令和 4年度　事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		妊産婦健康診査事業	担当課	保健センター
総合計画	政策	ひと	計画期間	平成 9年度～
	施策	子育て支援の充実	種別	法定事務
	基本事業（取組）	母子保健の充実	市民協働	補助事業
予算科目コード		01-040102-14 補助	根拠法令・条例等	母子保健法13条

なぜ，この事業を実施しているか？　何をどうするための事業か？

背景（なぜ始めたのか）

妊娠中毒症、貧血、糖尿病など妊娠中に発生する疾病の早期発見により、母体と胎児の健康確保を目的に母子保健法に基づき、昭和44年度に低所得妊婦、昭和49年度には全ての妊婦に妊婦健診助成を県が実施した。平成9年度から母子保健業務の移管で市が助成を実施している。

また、平成30年度より、産後うつの予防や新生児への虐待防止等を図るため、産婦に対する健康診査費用の助成を実施している。

目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）

妊婦の健康管理と胎児の順調な発育を定期的に確認するため、妊婦健診費用（指定検査項目）の一部を公費負担し、適正な受診につなげ、妊娠中毒症、貧血、糖尿病等妊娠中に発生する病気の早期発見等の母体と胎児の健康確保を図る。また、産後2週間と産後1か月の産婦に対し、産後うつの予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦健診費用（指定検査項目）の一部を公費負担し、母子の支援の強化を図る。

（参考）基本事業の目指す姿

子どもと保護者が、ともに健やかな生活を送ることができるように健康管理を行う。

内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）

母子健康手帳交付時に妊婦健診14回分と産婦健診2回分の受診票を交付する。令和4年度から、多胎妊婦には妊婦健診追加5回分の受診票を交付する。

転入妊産婦には守谷市の受診票と交換する。

妊産婦は、受診票を持って医療機関で健診を受ける。

市は、健診費用を、契約医療機関の場合は医療機関に、契約外医療機関の場合は妊産婦本人に支払う。

なお、医療機関から要指導対象者の連絡があった場合は、保健師による指導を行う。

事業の課題認識，改善の視点（次年度にどう取り組むか）

目的達成のための課題（問題点，現状分析，課題設定）

改善内容（課題解決に向けた解決策）

具体的内容とスケジュール

次年度のコストの方向性（→その理由）

- ☐増加
- ☐維持
- ☐削減

R03年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（R04年度の振り返り）	
R03年度の評価（課題）	R04年度の取組（評価、課題への対応）
○支援が必要な妊婦の早期発見と適切な支援の実施 　医療機関と連携を密にして、健康管理面、経済的問題や子育て環境支援の必要な妊婦に、早期から医療機関と連携し、適切な支援を行う。 ○産婦健診時にEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）を実施することで、支援が必要な産婦を早期に発見し、産後ケア、新生児訪問等で適切な支援を行う。 ○多胎妊婦に対して妊婦一般健康診査受診票を５枚追加交付することで、受診回数の増加に伴う経済的負担の軽減を図る。	○早期から医療機関と連携を密にして、健康管理面や経済的問題、子育て環境などの支援が必要な妊婦の早期発見に努め、適切な支援につなげた。 ○産婦健診時にEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）を実施することで、支援が必要な産婦を早期に発見し、産後ケア、新生児訪問等で適切な支援を行った。 ○要綱を改正し、多胎妊婦に対して妊婦一般健康診査受診票を５枚追加交付することで、受診回数の増加に伴う経済的負担の軽減を図った。

評価（指標の推移、今後の方向性）

指標名	基準値（R02）	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	目標値（R08）
妊婦健康診査受診票利用率 （母子事業報告より）（%）	81.80	82.60	80.40	81.80	79.57	79.80	83.00
産婦健康診査受診票利用率 （産婦健診受診票利用のべ人数÷（統計守谷年度出生数×2回））（%）	85.47	74.00	82.40	85.47	91.13	90.70	92.00

成果の動向（→その理由）

□向上 ■横ばい □低下	公費負担により経済的負担の軽減及び定期的な受診につながっている。また、支援が必要な妊産婦は、医療機関からの情報提供により適切な支援につなげられている。

今後の事業の方向性（→その理由）

■拡大　□改善・効率化 □縮小　□統合 □維持　□廃止・終了	妊婦健康診査及び産婦健康診査の受診を促し、妊娠中に発生する病気の早期発見と、母体と胎児の健康を確保するとともに、産後うつの予防や新生児への虐待防止を図る。また、多胎妊婦に限らず、妊婦一般健康診査受診票を追加交付することで、経済的負担の軽減を図る。

コストの推移

項目		R02年度決算	R03年度決算	R04年度決算	R05年度予算	R06年度見込
事業費	計	56,221	54,801	52,858	69,355	69,355
	国・県支出金	3,150	3,210	3,102	3,110	3,110
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	53,071	51,591	49,756	66,245	66,245
正職員人工数（時間数）		246.00	626.00	524.00	0.00	0.00
正職員人件費		996	2,422	2,021	0	0
トータルコスト		57,217	57,223	54,879	69,355	69,355

令和 4年度　事務事業マネジメントシート

事業の基本情報

事務事業名		不妊治療費助成事業	担当課	保健センター
総合計画	政策	ひと	計画期間	平成25年度～
	施策	子育て支援の充実	種別	任意的事務
	基本事業（取組）	母子保健の充実	市民協働	補助事業
予算科目コード		01-040102-22 単独	根拠法令・条例等	守谷市特定不妊治療費の助成に関する要綱

なぜ，この事業を実施しているか？　何をどうするための事業か？

背景（なぜ始めたのか）

不妊に悩む夫婦の、高額の治療費がかかる特定不妊治療費に対し、経済的負担の軽減を行い、治療環境を整えるため。

目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図る。また、妊娠はするが流産や死産を繰り返し生児を得られない場合に行われる不育症治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図る。

（参考）基本事業の目指す姿

子どもと保護者が、ともに健やかな生活を送ることができるように健康管理を行う。

内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）

不妊治療費助成は、従前の県補助事業への上乗せ助成に加え、県の補助対象とならない令和４年４月１日以降に開始した治療に対し、市独自の助成を行う。

＜従前事業概要＞

・治療期間の初日が令和４年３月３１日以前であり、令和４年度中に終了した保険適用外の治療が対象（一部例外あり）

・県補助金の交付決定を受けた方、１回の治療に限り、県助成額を控除した額に対し、特定不妊治療は１０万円を上限に、男性不妊治療は５万円を上限に助成

・助成通算回数上限（１子ごとに、１回目の治療を受けた際の妻の年齢が３９歳までの方は６回まで、４０歳から４２歳までの方は３回）を超えていない方が対象

＜独自事業概要＞

・治療期間の初日が令和４年４月１日以降の治療が対象

・１回の治療につき５万円を上限に助成

・保険適用か適用外かは不問

・年齢・回数制限なし

不育症治療費助成は、対象夫婦に対し年度につき１回、５万円を上限に助成する。

事業の課題認識，改善の視点（次年度にどう取り組むか）

目的達成のための課題（問題点，現状分析，課題設定）

不妊治療が令和４年４月より保険適用になることから、県は、令和４年３月３１日以前に治療を開始し、令和４年４月１日以降に終了する特定不妊治療を対象に、１回のみ助成する。

保険適用になっても、特定不妊治療を受ける夫婦の経済的負担が大きいことから、引き続き県助成額に上乗せして助成するとともに、令和４年４月１日以降に治療を開始した特定不妊治療に対しても、保険適用、適用外に関わらず、１回の治療につき上限５万円を助成する。

改善内容（課題解決に向けた解決策）

県助成事業の対象か否かや、治療期間等により助成内容が異なることから、助成事業内容を周知していく。

具体的内容とスケジュール

・通年

・竜ケ崎保健所、関係医療機関への案内作成

・ホームページ及び広報の活用

次年度のコストの方向性（→その理由）

☐増加

☐維持

☐削減

R03年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（R04年度の振り返り）	
R03年度の評価（課題）	R04年度の取組（評価、課題への対応）
県補助金の交付決定を受けた方に、１回の治療に限り、県助成額を控除した額に対し、特定不妊治療は１０万円を上限に、男性不妊治療は５万円を上限に助成し、不妊に悩み治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図った。	県補助金の交付決定を受けた方に、１回の治療に限り、県助成額を控除した額に対し、特定不妊治療は１０万円を上限に、男性不妊治療は５万円を上限に助成した。 また、県補助事業の対象とならない令和４年４月１日以降に治療を開始した特定不妊治療に対しても、保険適用か適用外かに関わらず、回数・年齢制限を設けることなく、１回の治療につき上限５万円を助成した。

評価（指標の推移、今後の方向性）

指標名	基準値（R02）	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	目標値（R08）
特定不妊治療費助成金交付申請者延べ数（件）	130.00	78.00	107.00	130.00	188.00	228.00	250.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

成果の動向（→その理由）

■向上 ☐横ばい ☐低下	特定不妊治療は、保険適用か適用外かに関わらず、高額な自己負担を要する。本助成は、経済的負担を理由に治療を断念・中断していた世帯等が治療を受ける後押しとなっている。

今後の事業の方向性（→その理由）

☐拡大　☐改善・効率化 ☐縮小　☐統合 ■維持　☐廃止・終了	令和４年４月１日から不妊治療が保険適用になったことに伴い、県は経過措置を経て助成事業を終了する予定であることから、市も同様に経過措置を経て従前の事業を終了する。 ただし、保険適用になっても、引き続き治療を受ける夫婦の経済的負担が大きいことから、市独自の事業として助成事業を継続する。

コストの推移

項目		R02年度決算	R03年度決算	R04年度決算	R05年度予算	R06年度見込
事業費	計	6,223	16,822	14,966	11,256	0
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	9,950	14,966	11,250	0
	一般財源	6,223	6,872	0	6	0
正職員人工数（時間数）		216.00	606.00	389.00	0.00	0.00
正職員人件費		874	2,345	1,500	0	0
トータルコスト		7,097	19,167	16,466	11,256	0

令和 4年度　事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		子育て支援情報発信事業	担当課	保健センター
総合計画	政策	ひと	計画期間	平成28年度～
	施策	子育て支援の充実	種別	任意的事務
	基本事業（取組）	母子保健の充実	市民協働	
予算科目コード		01-040102-24 補助	根拠法令・条例等	

なぜ，この事業を実施しているか？　何をどうするための事業か？

背景（なぜ始めたのか）

総合戦略アンケートで、相談できる場所やサービス、子育てに役立つ講座、行政からの情報提供は認知度が低いという結果が出た。現在は、広報、ホームページ、冊子、窓口対応や紙媒体設置であり、情報提供の限界を感じていた。そこで、子育て世代の情報収集の一般的なツールであるモバイルサービスを活用して簡潔に見える化し、妊娠期から子育て期まで、切れ目ない支援のための子育て情報発信の環境整備が必要となったため。

目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）

妊娠及び、０歳から中学生までの保護者に対し、子育て支援の情報発信を行う。妊娠・出産から子育て期まで情報発信の環境を整え、守谷市の子育てサービスを見える化し、支援サービスを利用しやすくすることで、子育てに関する不安の解消や孤立化防止を図る。

（参考）基本事業の目指す姿

　子育てに関する支援を受ける機会や，知人友人との相談や情報交換ができる場を提供し，保護者の不安解消や精神的負担の軽減を目指す。

内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）

子育て情報モバイルサイトを開設し、
①年齢別目的別に子育てに関する市全体の情報をホームページに繋げ、自分の知りたい情報がすぐに取り出せるようにする。
②メール登録をした方に、講座やイベント情報、健診など市や関係機関の情報を年齢ごとにお知らせメールを発信する。
③予防接種の個人スケジュール管理と接種時期に個人メールを配信する。
④妊娠期・乳幼児期の年齢に応じた個別の記事（育児方法や成長過程など）を定期的に個人に配信する。

事業の課題認識，改善の視点（次年度にどう取り組むか）

目的達成のための課題（問題点，現状分析，課題設定）

改善内容（課題解決に向けた解決策）

具体的内容とスケジュール

次年度のコストの方向性（→その理由）

☐増加
☐維持
☐削減

R03年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（R04年度の振り返り）	
R03年度の評価（課題）	R04年度の取組（評価、課題への対応）
母子健康手帳交付時の妊婦や転入に対し、面接実施体制を整えたことにより、もりや子育てナビの登録を促せることから、登録件数が向上。	新生児訪問時、守谷市の子育て情報へのアクセス、予防接種の個人スケジュール管理などの利用を促し、子育てナビの登録者向上に繋がった。

評価（指標の推移、今後の方向性）

指標名	基準値（R02）	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	目標値（R08）
もりや子育てナビ登録者数（人）	2,486.00	1,447.00	1,909.00	2,486.00	2,892.00	3,377.00	3,000.00
この地域で子育てをしたいと思う親の割合（健やか親子２１アンケートより）（%）	97.20	96.40	96.20	97.20	97.40	96.80	97.40

成果の動向（→その理由）

■向上 □横ばい □低下	母子手帳交付の際に全ての妊婦に登録を促していることから登録者数は伸びており、子育て情報発信が定期的にできている。 もりや子育てナビが認識されてきている。

今後の事業の方向性（→その理由）

□拡大 □縮小 ■維持	□改善・効率化 □統合 □廃止・終了	妊娠週数や月齢に応じた発信を中心に教室の参加募集、予防接種のスケジュール管理等を連携して、継続的に実施する。

コストの推移

項目		R02年度決算	R03年度決算	R04年度決算	R05年度予算	R06年度見込
事業費	計	1,135	0	898	898	898
	国・県支出金	0	0	749	748	748
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	1,135	0	149	150	150
正職員人工数（時間数）		5.00	21.00	2.00	0.00	0.00
正職員人件費		20	81	8	0	0
トータルコスト		1,155	81	906	898	898